

市営住宅だより

令和元年
(2019)
7月号

発行：門真市新橋町3-3-114 門真市営住宅管理センター（新橋住宅、寿住宅、本町住宅）

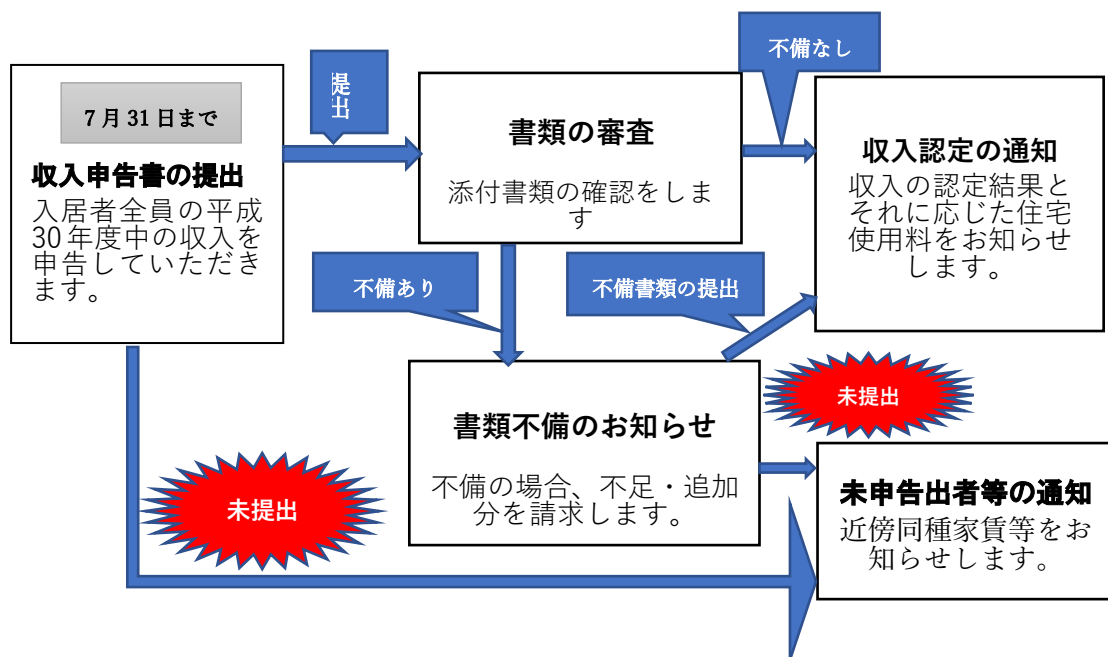
TEL06-6908-9855 Fax06-6908-9877

収入申告書の提出期限は 7月31日です

入居者には、公営住宅法等により毎年、世帯全員の収入等について申告しなければならない義務が課せられています。

送られた「収入申告書」に世帯全員の前年分の収入等必要事項を記入し、個人番号（マイナンバー）提供書及び同意書を提出してください。

個人番号（マイナンバー）提供書及び同意書を提出しない場合は、収入を証明する書類（市・府民税課税証明書、公的年金等の源泉徴収書のコピーなど）の提出が必要となります。



収入申告の提出について（全員提出）

市営住宅の家賃は、入居している世帯全員の収入で決まります。

お送りしました「収入申告書」は市営住宅にお住まいの方全員の収入状況を申告していただくことにより、その収入をもとにして、翌年度の家賃（令和2年4月分～令和3年3月分）を算出するためのものです。

提出期限までに、収入申告書に個人番号（マイナンバー）提供書などの書類を添付し提出してください。

申告内容

平成30年1月1日～12月31日までの収入

提出期限

令和元年7月31日（水）（厳守）

提出書類

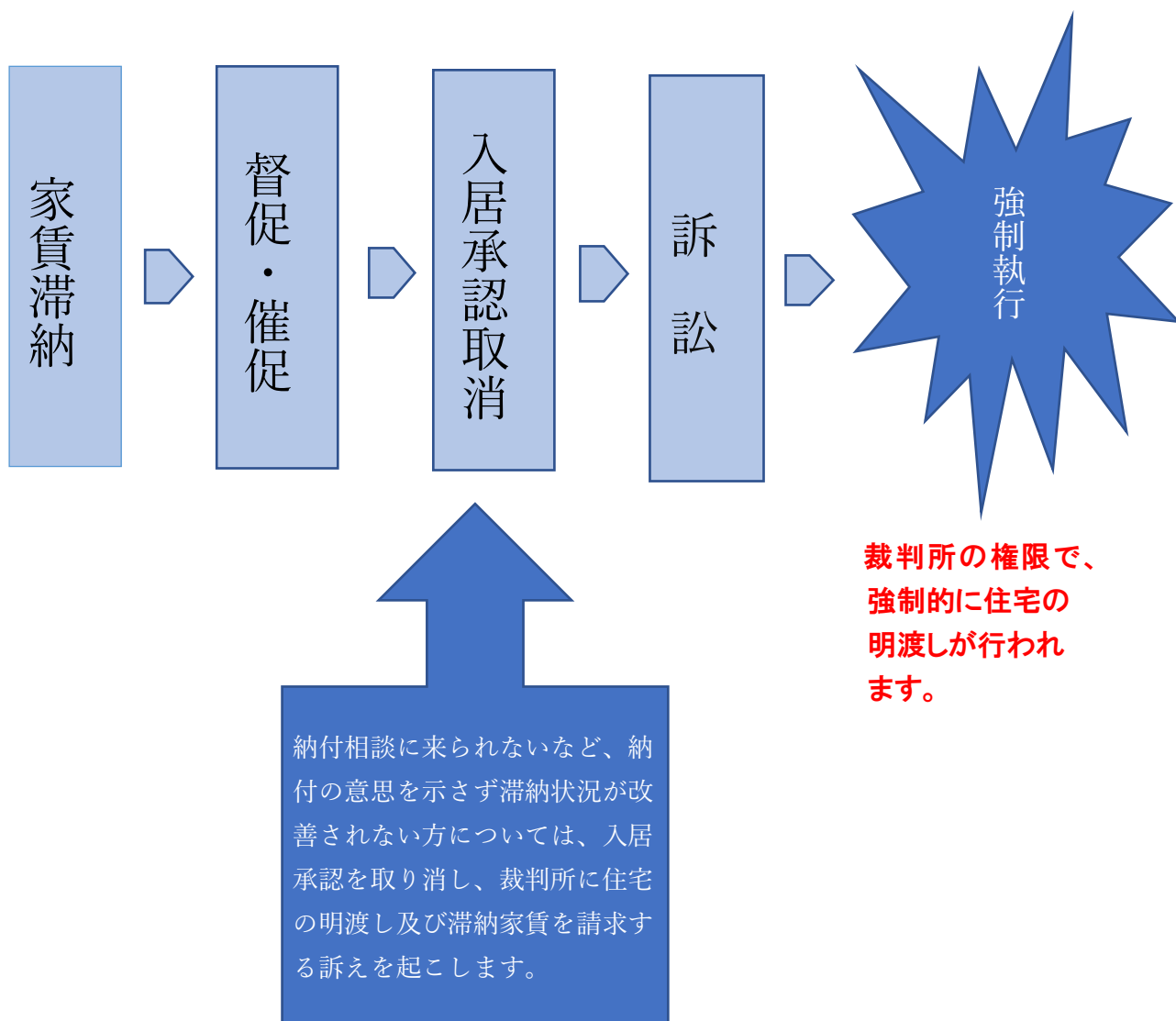
- ・収入申告書
- ・個人番号（マイナンバー）提供書及び同意書
- ・委任状（代理者等による提出の場合）

※個人番号（マイナンバー）提供書を提出されない場合は、収入を証明する書類（市・府民税課税証明書、公的年金等の源泉徴収票のコピーなど）を提出してください。

※ 記入方法及び添付書類など、詳しくは「収入申告の提出について」をご覧ください。

家賃の払い忘れはありませんか？

- 納付書を紛失した場合は、門真市営住宅管理センターまで、連絡ください。
- 家賃は納付期限内に納めてください。3ヶ月以上、滞納されますと住宅の明渡しを求められることがあります。なお、離職や病気等で収入が減少し、納付が困難になったら、まず、**ご相談を！**



忘れていませんか、こんな時は届出が必要。

- 同居者が転出・死亡した時や子どもが生まれたとき
- 入居名義人が死亡・退去し、同居者が地位承継するとき
- 市営住宅を退去するとき
- その他、模様替え・一時不在など

ご家族の構成等に変更がある場合は、「届出」をしなければならないことや、「申請」をして「承認」を受けなければならないことがあります。各種手続きについての詳しいことは、門真市営住宅管理センターまでお問い合わせください。

無断同居は違法です！

- ▶ 市営住宅の名義人は、入居の際に同居した親族以外の方を同居させようとするときは、あらかじめ承認を得なければなりません。
- ▶ あらかじめ承認を得ずに同居させている場合（無断同居）は、事後に承認できませんので、速やかな退去を求めます。退去しない場合は、裁判で強制的に退去していただくこととなります。

お知らせコーナー

「孤独死」を未然に防ぐために、ご近所との コミュニケーションを大切に



最近、全国各地で部屋の中で孤独死や孤立死するニュースが報道されています。誰にも気づかれずに亡くなる事故を未然に防ぐためにも、人と人とのふれあいが大切です。普段からご近所とのコミュニケーションをとり、身体の不自由な人や高齢者を支え合える互助意識を高めましょう。

身の回りで、以下のようなことにお気づきになられたらご

- ◆ 郵便受けや玄関ポストに新聞や郵便物がたまっている。
- ◆ 最近姿を見かけない方がいる。
- ◆ 部屋の照明が消えたまま、あるいは点けたままになっている。
- ◆ 洗濯物が干しっぱなし。

収入申告書の提出先は、門真市営住宅管理センターです。



〒571-0048 門真市新橋町 3番-3-114号

TEL：06-6908-9855

FAX：06-6908-9877

※営業時間 平日：午前9時～午後5時30分まで

営業時間外は、コールセンターに自動転送されます。

※専用駐車場はございませんので、周辺の有料駐車場をご利用ください。